

熊野町新設保育所設置運営事業者募集要項

熊野町（以下「町」という。）では、待機児童対策と保育サービスの充実を図るため、新たに民間保育所を整備・運営する事業者を募集します。

1 募集施設の概要について

(1) 施設類型

認可保育所（児童福祉法第39条1項、広島県による認可を受けるもの）

(2) 事業予定地

熊野町出来庭五丁目 2194-1 ※詳細は「2 事業予定地」を参照

(3) 定員

100 名程度

(4) 運営開始年月日

遅くとも令和10年4月1日

(5) 施設整備方法

貸与する上記(2)の町有地に、事業者の責任で施設整備する。

2 事業予定地について

(1) 所在地等（詳細は、位置図（P10）、平面図（P11）参照）

所在地	所有者	地目	登記面積
熊野町出来庭五丁目 2194-1	熊野町	田	1,932 m ²

※ 町において造成工事を行い、平地面積は1,455 m²程度となる見込み。

(2) 契約の種類・契約期間

30年間の定期借地権設定契約による貸付（予定）

(3) 月額賃料

事業者からの提案額を基に協議

※ 令和8年度の固定資産税評価額から試算した賃料は、月額24万円（概算）であるが、今後実施予定の不動産鑑定評価による金額を基準とする。

※ 事業者からの提案額と不動産鑑定評価による金額に差が生じる場合は、事業者からの提案額で土地使用貸借契約書の締結ができるよう、議会の議決等の必要な手続きを受け、たうえで決定する（議会の議決が必要かどうかは、事業者の法人区分により異なる）。

(4) その他の留意事項

- ① 貸与を受けた土地について、保育所以外の用途に使用することを禁止する。
- ② 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づく財産処分制限期間前に土地を明け渡す場合には、建物及び工作物については現状のままで引き渡しをするとともに、町に対して建物及び工作物の買い取りを請求しないものとする。また、それ以降に土地を明け渡す場合は、町の求めに応じて建物及び工作物を撤去するとともに、整地し更地として町に返還するものとする。
- ③ 当該土地の形状を活かした施設の設計及び屋外施設の配置等を検討すること。

3 応募資格について

次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 社会福祉法人又はその他の法人であること。

※ その他の法人とは、公益財団（社団）法人、学校法人、NPO法人、株式会社等を指します。

- (2) 令和8年4月1日現在において、認可保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業A型、病児保育所、事業所内保育所、企業主導型保育所のいずれかを3年以上継続して運営していること。
- (3) 応募法人及び応募法人が運営する施設について、過去5年間に法令に基づく改善命令、事業停止命令（改善後1年以上適切な運営がなされている場合を除く）若しくは認可取消がなされた又は所轄庁の指導監査、実地指導等における指摘事項に対応していない等、運営において重大な問題がないこと。
- (4) 保育事業に熱意と理解を持ち、保育所の運営を適切に行う能力を有すること。
- (5) 事業を遂行できる十分な資力、信用、知識、技術、意欲等を有し、継続的に安定的な経営を行い、児童が心身共に健やかに育成されるよう尽力できること。
- (6) 本町の保育事業を担う認可保育所であることを十分理解し、町が行う保育行政に積極的に協力できること。
- (7) 本要項に定めるもののほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号）等関係法令、関連通達等及び本町の指導を遵守できること。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (9) 応募する法人は国税及び地方税を滞納していないこと。
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続き中でないこと。
- (11) 応募する法人、法人の代表者及び役員（それぞれ就任予定者を含む。）は、次のア～キのいずれにも該当するものでないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。イにおいて「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

キ 上記イからカまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

(12) 提出された書類に虚偽等がないこと。

4 運営条件等について

次の要件を満たすこと。

(1) 生後6カ月から就学前までのすべての保育年齢の定員枠を設けること。

(2) 通常保育として月曜日から土曜日まで、開園時間11時間以上の保育を実施すること。

(3) 休園日は日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までとすること。ただし、当該日を開園日とすることも差し支えない。

(4) 標準時間保育前後、30分以上の延長保育を行うこと。

(5) 障害児保育を行うこと。

(6) 給食については自園調理とし、開園日である月曜日から土曜日まで提供すること。

(7) 食育の推進とアレルギー対応を含む個々にあった食事の提供を行うこと。

(8) 育児相談等の保護者支援や園庭開放等の地域交流を積極的に行うこと。

(9) 苦情解決のための仕組みを整備すること。（苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置）

(10) 施設名については、町内及び近隣市町村に類似の名称がないこと。なお、紛らわしい名称と認められる場合、変更を要請することがある。

(11) その他下記について検討を行うこと。

① 地域の保育ニーズに応じた定員設定とし、町と協議の上、「持ち上がり」以外の1・2・3歳児の入所枠を多く設けられる定員構成とすること。なお、最終的な利用定員は、町との協議の上決定する。

② 一時預かり事業等の子ども・子育て支援交付金事業等について実施する場合、町と協議の上実施する。

5 建物について

関係法令を遵守するほか、下記によるものとする。

- (1) 施設整備補助金を希望する場合、建物は事業者自らが所有すること。
- (2) 保育室等から二方向の避難路が確保されているなど、保育所としての安全性を確保すること。
- (3) 児童用便所と調理室の位置関係に配慮するとともに、衛生面の対策を行うこと。
- (4) 園児の飛び出し防止設備や指はさみ防止設備等と各施設の状況に応じた安全のための必要な設備を導入すること。
- (5) 電子錠や防犯カメラ等各施設の状況に合わせた防犯設備の設置を積極的に検討すること。

6 近隣住民等への説明について

- (1) 認可保育所の整備・運営において、地域住民等への説明を整備・運営事業者の責任において行い、事前に十分な理解を得ること。
- (2) 施設の設計や工事の実施にあたっては、次の事項等について近隣の住民と十分に話し合い、設置・運営事業者の責任において解決すること。
 - ① 建物の位置と高さ（日照）
 - ② 植栽樹木等の管理
 - ③ 防音対策
 - ④ 保護者や園児の安全な動線の確保と交通安全対策
 - ⑤ 工事用車両の搬出入経路
 - ⑥ 工事騒音や振動
 - ⑦ その他、近隣の住民より要望のある事項

7 施設整備費補助金について

- (1) 施設整備補助については、国の「就学前教育・保育施設整備交付金」制度に事業が採択された場合は、決定事業者に対して町の予算の範囲内で補助金を交付する。なお、令和8年度から令和9年度までの2カ年で国の「就学前教育・保育施設整備交付金」をエントリーしているため、令和8年度には工事着工すること。
- (2) 事業者は上記(1)の補助金以外の費用について、自己資金等を計画的に用意し、無理のない資金計画を立てること。

8 応募手続きについて

(1) 応募書類提出

① 質疑受付

受付期限：令和8年9月11日（金）午後5時まで

受付方法：「質問書（様式第1号）」にて、熊野町子育て支援課へ電子メールで提出

※ 応募資格に該当する者以外からの質問や応募と無関係な質問は不可。

※ 質問書を送信した旨を電話連絡すること。窓口や電話での質問は不可。

② 応募申込書類提出【必須】

提出期限：令和8年9月16日（水）午後5時まで

申請方法：【応募申請書類等一覧】（P8）を参照し、熊野町子育て支援課へ提出

※ 郵送の場合は提出期限内に必着とし、発送後であっても未着の場合は期限内の提出がなかったものとする。

提出部数：1部

申込辞退：申込受付後に応募を辞退する場合は、③申請書類提出期限までに「取り下げ
願い書（様式第2号）」を熊野町子育て支援課へ電子メールで提出するとともに
電話連絡すること。

③ 事業計画書類提出

提出期限：令和8年9月24日（木）正午まで

申請方法：【応募申請書類等一覧】（P8）を参照し、熊野町子育て支援課へ提出

※ 郵送の場合は提出期限内に必着とし、発送後であっても未着の場合は期限内の提出がなかったものとする。

提出部数：8部（正本1部＋副本7部）

※ A4ファイルに綴じ、項目ごとにインデックスを張ること。

※ 用紙は基本A4判とし、A4判を超える用紙はA4判に折って綴じること。

(2) 提出書類作成及び提出にあたっての留意事項

① 提出期間を過ぎたものについては受付不可とする。

② 提出書類の文字サイズは読みやすいものになるよう留意すること。なお、必要に応じて別途資料を請求する場合がある。

③ 提出された書類は、町が認めた場合、事業者の正当な利害を害するおそれのある情報や個人情報等の不開示情報を除き、公表することがある。

④ 応募書類の提出をもって、本募集要項の記載内容及び条件をすべて承諾したものとみなす。従って、疑義等については事前に問い合わせること。

- ⑤ 応募に関する費用は、すべて応募事業者の負担とする。また提出された書類は、理由を問わず返却しない。
- ⑥ 本募集要項の記載内容については、国、県及び町の制度改正に伴い変更する場合があること。
- ⑦ 本要綱に基づき事業者として選定されたとしても、その後広島県との協議の結果その他の理由により認可保育所の設置が認められない場合がある。なお、町はその際に生じた損害その他一切の責任を負わない。
- ⑧ 本募集要項に定めのない事項又は疑義が生じた場合、町と協議し定める。

(3) 審査方法について

熊野町保育所設置・運営法人選考委員会による書類審査等を行い決定する。また、必要に応じ、応募事業者によるヒアリングを実施する。

※ 主な審査項目は【熊野町新設保育所設置運営事業者募集に係る評価基準】(P9 参照)のとおり

※ 経営状況の審査精度を補完するため、別途税理士に審査業務委託する。

(4) スケジュール概要 ※応募状況等により、スケジュール変更することがある。

内 容	日 程
募集要項の公表・配布開始	令和 8 年 8 月 24 日 (月)
質疑受付	令和 8 年 9 月 11 日 (金) 午後 5 時
応募申込書類提出期限【必須】	令和 8 年 9 月 16 日 (水) 午後 5 時
事業計画書類提出期限	令和 8 年 9 月 24 日 (木) 正午
書類審査等	令和 8 年 10 月 2 日 (金) まで
審査結果通知	令和 8 年 10 月中旬
施設整備	令和 8 年度～令和 9 年度
保育所設置認可申請	令和 9 年 10 月
開設	令和 10 年 4 月

(5) 審査結果通知

審査結果は、可否に関わらず、文書によりすべての応募事業者に通知するほか、町ホーム

ページで公表する。

なお、応募者の評価が、満点の6割に満たない場合には、選定法人は「該当なし」となることがある。

※ 設置運営候補者として決定されたことをもって、保育所整備に係る補助金の交付や保育所の認可を受けられることを確約するものではないことに留意すること。

9 書類提出及び問い合わせ先

熊野町健康福祉部子育て支援課

住 所：〒731-4292 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号

電 話：082-820-5623

E-mail：kosodate@town.kumano.lg.jp

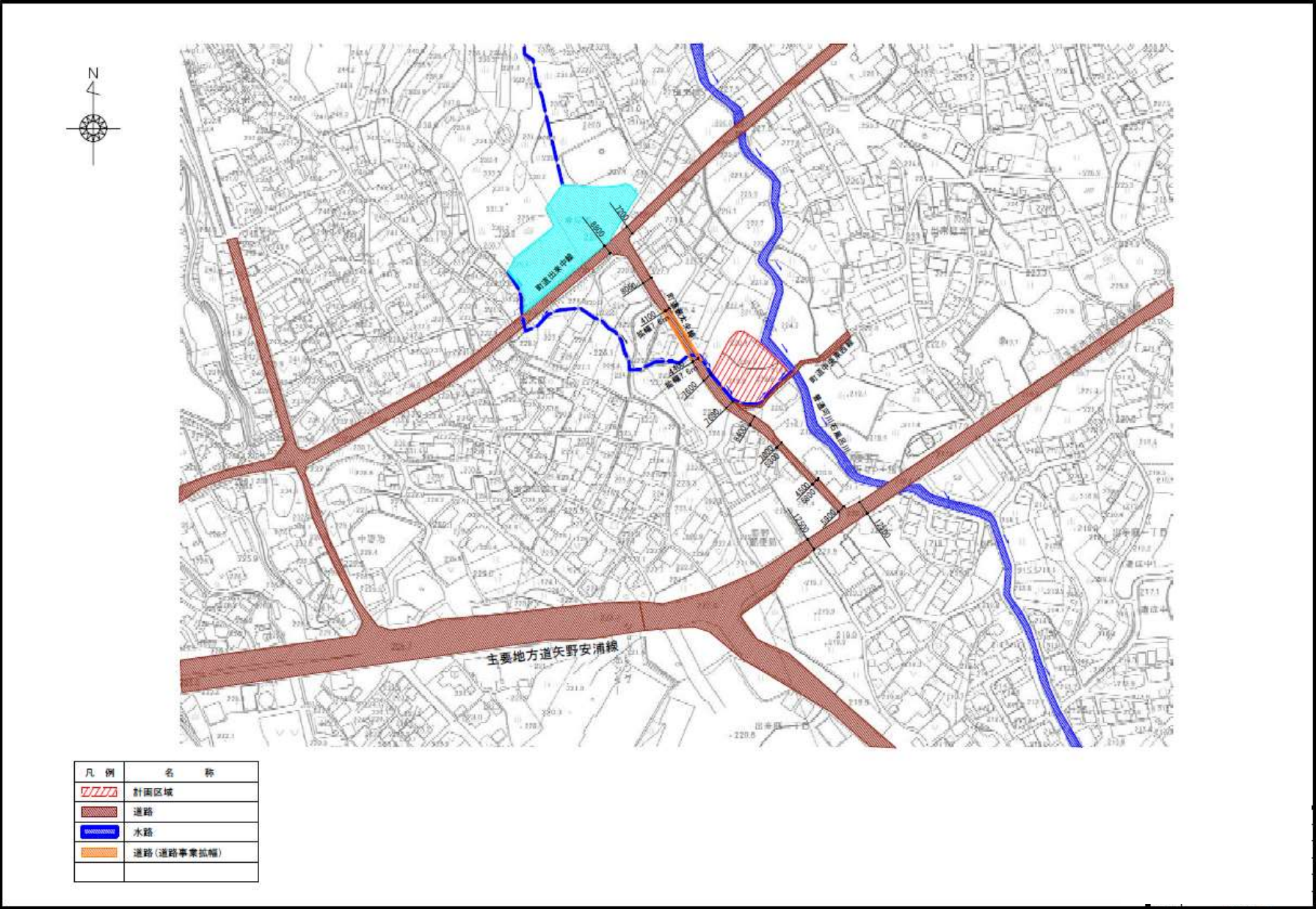
《応募申請書類等一覧》

項目	様式	提出書類	部数
共通	様式第1号	質問書	1部
	様式第2号	取り下げ願い書	1部
応募 申込	様式第3号	応募申込書	1部
	様式第4号	企業・団体の概要	
		定款・寄付行為（最新のもの）	
		登記事項証明書（商業登記簿謄本）又はその写し（証明日が申込日から3カ月以内のものに限る）	
	様式第5号	暴力団排除に係る誓約書	
		国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号による納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）又はその写し（証明日が申込日から3カ月以内のものに限る）	
		熊野町税の納税証明書又はその写し（証明日が申込日から3カ月以内のものに限る） ※ 課税がない場合は不要	
		直近3年分の決算書	
事業 計画	様式第6号	事業計画書類提出書	8部
		事業計画書 ※ 【熊野町新設保育所設置運営事業者募集に係る評価基準】（P9参照）の審査項目に準じて作成してください	
	様式第7号	施設設置概要 ※ メールでもご提出ください。	

《熊野町新設保育所設置運営事業者募集に係る評価基準》

番号	審査項目	評価項目	審査事項	配点
1	法人の経営基盤・信頼性	運営実績と適正性	・認可保育所等を3年以上継続運営している実績が、今回の新規開設・運営に十分活かされるか。 ・過去に重大な行政処分や指導に対する未対応がなく、適切な組織運営がなされているか。	10
		経営・財務基盤	・30年間の定期借地権契約や、自己資金を用いた施設整備等、長期的かつ安定的な経営を継続できる財務基盤があるか。	5
		ガバナンス・法令遵守	・役員等の反社会的勢力の排除など、コンプライアンス体制がしっかりと構築されているか。	5
2	保育理念・方針及び運営計画	保育理念・方針の妥当性	・児童福祉法の趣旨に則り、乳幼児期の発達に応じた質の高い保育が実践できる理念・方針か。	5
		保育内容・サービスの充実度	・「生後6カ月から就学前まで」の全年齢対応や、週6日・11時間以上の開園、標準時間前後の「30分以上の延長保育」を確実に実施する体制か。 ・障害児保育、自園調理による給食、アレルギー対応、食育の推進に向けた具体策があるか。	10
		職員体制・人材確保	・必要十分な有資格者（保育士等）の確実な確保策と、職員の定着・資質向上に向けた現実的な計画があるか。	10
		子どもの安全管理	・避難路の確保、便所と調理室の位置関係・衛生管理、飛び出し・指はさみ防止、防犯設備（電子錠や防犯カメラ等）の導入など、安全対策が十分に講じられているか。	5
3	施設整備計画・資金計画	事業予定地の活用と設計	・出来庭五丁目の敷地形状や平地面積（約1,455㎡）を活かした、効率的かつ安全な動線・屋外施設の配置設計となっているか。 ・建築基準法等の法令を遵守し、日照や防音、植栽管理など周辺環境への配慮がなされているか。	10
		資金計画の妥当性	・国の交付金や自己資金・借入金等について、無理のない、かつ確実な財源計画・収支予算となっているか。 ・土地の賃料提案や、補助金対象外経費に対する資金手当てが明確か。	10
		開設までのスケジュール	・令和8～9年度の施設整備、令和9年10月の認可申請、令和10年4月の開園に向けた工程表が現実的か。	5
4	地域貢献・行政協力	地域ニーズへの対応	・町との協議を踏まえ、「持ち上がり」以外の1・2・3歳児の入所枠を多く設けるなど、待機児童対策に資する柔軟な定員構成となっているか。	10
		地域交流・保護者支援	・育児相談等の保護者支援や園庭開放等の地域交流を積極的に行う計画があるか。 ・苦情解決の仕組み（責任者や第三者委員の設置）が適切に整備されているか。	5
		近隣住民への説明と配慮	・建設工事中や開園後の近隣住民への説明責任を果たし、日照・騒音・交通安全対策・工事車両の動線等について誠実かつ円滑に解決する体制があるか。	5
5	その他	月額賃料	当該事業者月額賃料÷提案最高月額賃料×5点 小数点以下第2位四捨五入	5
合計（100点満点）				100

《位置図》



《平面図》

